

◎職員の種類

内 容	根 拠	法 法	条例定数		兼業の可否※2	予 算
			定数内	定数外		
H24.4.1 職員数						
任期の定めのない職員	地方公務員法17条		○		許可制	人件費(給与)
再任用職員(フルタイム)	地方公務員法28条の4		○		許可制	"
再任用職員(短時間勤務)	地方公務員法28条の5			○	許可制	"
任期付短時間勤務職員	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律5条			○	許可制	"
正規職員 計						
1,759						
非常勤嘱託員	地方公務員法3条3項3号			○	可	人件費(報酬)
106						
臨時的任用職員(常勤) ※1	地方公務員法22条			○	許可制	物件費
538						
臨時的任用職員(非常勤)	"			○	許可制	"
681						
非正規職員 計						
1,325						
合計						
3,084						

※1 1週間当たりの勤務時間が茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間(38時間45分)の4分の3を超えるもの。

※2 許可制は、地方公務員法が適用され、任命権者の許可が必要となるもの。可は、地方公務員法の適用を除外されているもの。